

報告第十九号

専決処分した事件の報告について

平成二十五年十二月二十五日に訴えの提起をした、江戸川区新左近川マリーナの不法係留者に対し、不法係留に係る損害金の支払を求めた事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年六月十九日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

(一) 被告は、原告に対し、本件解決金として、三十一万二千六百二十円の支払義務があることを認める。

(二) 被告は、原告に対し、前号の金員を、次のとおり分割して支払う。

ア 平成二十六年四月末日限り 八万七千六百二十円

イ 平成二十六年五月から平成二十六年七月まで毎月末日限り 七万五千円ずつ

(三) 被告が、前号の分割金の支払を一回でも怠ったときは、当然に同号の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第一号の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで、年一割の割合による遅延損害金を支払う。

(四) 原告は、その余の請求を放棄する。

(五) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(六) 訴訟費用は、各自の負担とする。

二 事件内容

(一) 提起年月日 平成二十五年十二月二十五日

(二) 当事者 原告 江戸川区

被告 足立区民

(三) 提起理由・請求内容 原告が、江戸川区新左近川マリナー（以下「本件施設」という。）の使用許可を受けず不法に係留している被告に対し、本件施設の不法係留に係る損害金として、六十三万二千七百三十円の支払を求めたもの

三 区訴訟代理人
四 訴訟経過

弁護士 山崎正俊

平成二十五年十二月二十五日～平成二十六年三月十一日
平成二十六年三月十一日

口頭弁論一回 和解期日一回
和解成立